

平成 27 年 3 月 26 日
企業会計基準委員会

改正実務対応報告第 18 号

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 27 年 3 月 20 日の第 308 回企業会計基準委員会において、標記の改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 26 年 12 月 24 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

本実務対応報告は、下記のとおり、主として平成 26 年 1 月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応、平成 25 年 9 月に改正された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）への対応及び退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理の明確化を行っています。なお、国際財務報告基準第 9 号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動におけるノンリサイクリング処理等を修正項目として追加するか否かについて、今後、検討を行う予定です。

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ **のれんの償却に関する取扱い**

米国においては平成 26 年 1 月に、FASB Accounting Standards Codification (FASB による会計基準のコード化体系) の Topic 350 「無形資産－のれん及びその他」(以下「FASB-ASC Topic 350」という。)が改正され、非公開会社はのれんを償却する会計処理を選択できるようになったことを受け、当面の取扱いにおける「(1) のれんの償却」に関する取扱いの改正を行っている。具体的には、在外子会社において、のれんを償却していない場合には、連結決算手続上、その計上後 20 年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正することとしている。

■ **少数株主損益の会計処理に関する取扱い**

平成 25 年 9 月に改正された連結会計基準において、従来の「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」として表示し、「親会社株主に帰属する当期純利益」を区分して内訳表示又は付記することとされ、「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いについての国際的な会計基準との差異がなくなったことに伴う所要の改正を行っている。

■ **退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理**

当面の取扱いにおける「(2) 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理」について、従来から修正項目としていた部分に限られることの明確化を図るため、所要の改正を行っている。

■ **適用時期等**

改正された本実務対応報告（以下「平成 27 年改正実務対応報告」という。）及び平成 27 年改正実務対応報告の公表による他の会計基準等についての修正は、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、今回の改正により削除された「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いを除き、平成 27 年改正実務対応報告公表後最初に終了する連結会計年度の期首から適用することができる。

なお、平成 27 年改正実務対応報告の適用初年度の期首に連結財務諸表において計上

されているのれんのうち、在外子会社が平成26年1月に改正されたFASB-ASC Topic 350に基づき償却処理を選択したのれんについては、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を適用する。

- ① 連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却する。
- ② 在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合に、当該償却期間に変更する。この場合、変更後の償却期間に基づき将来にわたり償却する。

平成27年改正実務対応報告を早期適用する場合、連結会計年度中の第2四半期連結会計期間以降からも適用することができる。この場合であっても、上記の経過的な取扱いは、連結会計年度の期首に遡って適用する。

以 上